

## 勝沼CATV契約約款

(当社が行うサービス)

第1条 勝沼CATV株式会社(以下「当社」という)は、この約款により次の役務を行います。

- 1 当社が定める総務省に届け出た業務区域において、放送法にもとづき同時再放送する事業
- 2 当社及び他社の制作する番組を自主放送する事業
- 3 上記各事業に付帯する一切の事業

(加入契約、工事料、加入負担金、利用料等)

第2条 CATVを利用する者は、加入契約を行なった後、引込工事にかかる工事料と加入負担金、施設の利用料を支払うものとします。加入契約、料金並びに支払い方法等については次のとおりとします。

### 1 加入契約

加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款に同意し、当社所定の手続きを経て、当社がこれを承諾したときをもって成立するものとします。

### 2 工事料

下記の各号に該当する工事の料金は実費とし、当社に支払うものとします。

- (1) 新規に加入するとき、タップオフ又は光分配用カプラより、加入者宅までの引込工事
- (2) 加入者がテレビの増設を希望するときの増設工事
- (3) 加入者が改築等のため一時取り外しを希望するときは、再び接続する分も含む一時撤去工事
- (4) 加入者が移転等のために行う移設工事。ただし、CATV事業区域内に限ります。

### 3 加入負担金

当社CATVに加入するためには、加入負担金として10万円(税込)を支払うものとします。支払った加入負担金は返戻しないものとします。

### 4 利用料(NHKの受信料は含みません)

- (1) 一般家庭は保安器又は光端末受信装置(以下「V-ONU」という)1台当たり、集合住宅は1世帯当たり、事業所はテレビ1台当たり月額2,750円(税込)
- (2) 集合住宅のテレビ利用料は住宅ごとに代表者を互選し、当該代表者が毎月20日までにその前月分を徴収し、世帯数の報告と合わせて納入することとします。
- (3) CSデジタル及びBSデジタルによる有料チャンネル料金は、別途定めるものとします。
- (4) 利用料は社会経済情勢、及び経営状況に応じて変更する場合があります。

### 5 料金の支払い方法は、当社が指定する金融機関(フルーツ山梨農業協同組合・山梨中央銀行・山梨県民信用組合・郵便局)を通じての自動引落とし、及び振込みによる支払い、又は現金による支払いとします。

### 6 自動引落とし日は、毎月20日とします。ただし、その日が金融機関の休日にあたるときは、その日以降の最も近い休日でない日を引落とし日とします。

### 7 名義変更

加入者名義は、3親等以内の親族であればこれを変更することができます。それ以外の者へ変更する場合は、加入負担金の納入等、新規加入と同様の手続きが必要となります。

### 8 権利譲渡の禁止

加入者が第三者に利用する権利を譲渡することはできないものとします。又、転居・売買等によりCATVの加入を中止する場合は、利用する権利を放棄するものとします。

### 9 休止及び休止解除

- (1) 加入者の都合により一時休止する場合は、当社に休止申出書を提出するものとします。この場合、休止手数料として2,200円(税込)を支払うものとします。なお、撤去を伴う場合は、別途工事料についても支払うものとします。
- (2) 休止の期間は1年以内とし、休止期間を延長する場合は、1年につき3か月分の利用料を支払うものとします。
- (3) 休止を解除する場合は、当社に休止解除申出書を提出するものとします。この場合、休止解除手数料として2,200円(税込)を支払うものとします。なお、引込工事等を伴う場合は、別途工事料についても支払うものとします。

#### 10 加入中止（脱退）

- (1) 加入者の都合により加入を中止（脱退）する場合は、当社に加入中止申出書を提出するものとします。この場合、手数料（又は工事料）は支払わないこととします。
- (2) 加入中止を解除する場合は、新規加入と同様の手続きを行うこととし、加入負担金についても支払うものとします。

11 天災地変、気象変動、フェージング等による干渉障害、施設改修工事、その他当社の責に帰すことができない事由により、当社が第1条に定めるサービスが一時的にできなかった場合、利用料等の減額、返金は行わないものとします。

12 集合住宅等で、特別な施設工事を必要とする場合の工事料は、別に定めるものとします。

13 当社が加入者に対して貸与する機器類の電源は、加入者が負担するものとします。

#### (契約約款及び利用料等の改定)

第3条 本契約約款及び利用料等は、社会経済情勢及び経営状況に応じて変更する場合があります。その場合、変更後の契約約款及び利用料等が適応となります。変更にあたっては郵送による通知等当社が適切であると判断する方法により事前に告知します。

#### (反社会的勢力の排除)

第4条 当社は、加入申込者が次の各号に該当する場合、加入申込は承諾しないものとします。また、加入者が次の各号に該当することが判明した場合は、催告を要せずに本契約を解除することができるものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき
- (2) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力がその経営に実質的に関与していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関係にあると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあるとき
- (6) 自ら又は第三者を利用して、当社に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いたとき、又風評を流布し偽計を用いて当社の信頼を毀損し、又は業務を妨害したとき

上記解除により、加入申込者及び、加入者に損害が生じても、当社は何らこれを賠償、ないし補償することはないものとします。又かかる解除により、当社に損害が生じた場合には、加入申込者及び加入者が損害を賠償するものとします。賠償額は双方協議して定めることとします。

#### (施設の更新点検等)

第5条 当社のCATV施設は定期的、又は必要に応じて更新及び点検を行います。この際、加入者は工事及び点検に対して協力することとします。又、施設の工事点検等は、当社の社員及び指定した業者以外は行うことができないものとします。

#### (保守管理の責任分界点等)

第6条 当社が管理する施設の範囲は、受信用アンテナ施設からセンター施設、幹線ケーブル、増幅器、柱、分岐器、引込線、及び保安器又はV-ONUまでとし、保安器又はV-ONUから先のケーブル及び機器類は加入者の管理とします。ただし、引込線、保安器又はV-ONU、及び屋内の工事等に係る経費は加入者が負担することとします。

#### (加入者の責任事項)

第7条 引込線に対し加入者の故意又は過失により施設が破損した場合、施設の修理料金は加入者が負担するものとします。

#### (当社の免責事項)

第8条 当社のCATV施設には保安装置が設けられていますが、落雷等により受信装置（テレビ・ビデオ・ラジオ等）を含む加入者の所有物が破損した場合は、一切責任を負うことはできないものとします。

(サービスの廃止)

第9条 天災地変等の非常事態(災害)が発生したときは、CATV業務の中止や電波の送信等サービス(以下「サービス」という)の提供を廃止することがあります。この場合、前条までの規定は適用しないものとし、利用料等の減額返金を行わないものとします。

(サービスの停止)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、サービスを停止することとします。

- (1) 加入負担金、又は利用料を3か月以上滞納した場合
- (2) 当社が管理するCATV施設に損害を与える行為があった場合
- (3) 自己の引込線を他の者に利用させた場合
- (4) その他本契約に違反する行為があった場合

(サービスの再開)

第11条 前条第1項第1号に該当する者がサービスの再開を求めたとき、当該者は滞納分の利用料とともに再開手数料(又は工事料)1,100円(税込)を支払うことにより、サービスの再開を受けることができるものとします。

(加入者個人情報の取り扱い)

第12条 当社は保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年8月31日総務省告示第696号)にもとづくほか、同指針第28条にもとづいて適正に取り扱うものとします。

(著作権及び著作隣接権の保護)

第13条 加入者は個人的又は家庭内、その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社が提供するサービスを不特定又は多数人に対する対価を受けての上映、録画機、その他の方法による複製、及び係る複製物の上映、その他当社が提供するサービスに対して有する著作権及び著作隣接権を侵害する行為をすることはできないものとします。

(付帯サービス)

第14条 当社が行う付帯サービスは次のとおりとします。

(1) BS視聴サービス

BS(衛星放送)視聴については、別途放送事業者との契約、又は料金の支払いが必要な番組においては加入者が直接、放送事業者と契約手続きをすることとします。なお、BS受信自動制御システム(以下「BSパススルー」という)については、別に定める「BSパススルー設備変更・登録申込書」によるものとします。

(2) STBサービス

STBサービスについては、別に定める「STB(セットトップボックス)利用契約約款」によるものとします。

(3) かつぬまケーブルネット

かつぬまケーブルネットについては、別に定める「インターネット接続サービス契約約款」によるものとします。

(定めのない事項)

第15条 この約款に定めのない事項が生じた場合は、当社及び加入者は約款の趣旨に従い、誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

附則

この約款は、令和3年1月1日から適用します。